平成２２年（フ）第２０６６２号
千葉県八街市四木1385―４
債務者　守田　豊子（旧姓小原）
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０６９４号
東京都杉並区善福寺４丁目11―４―Ａ
債務者　清水　千重
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０６９７号
東京都品川区東大井１丁目25―11―407
債務者　田中　千絵（旧姓高野）
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０６９８号
東京都江戸川区東瑞江２丁目45―101
債務者　市村　和孝
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０７０６号
東京都葛飾区金町４丁目20―13
債務者　木村　裕美
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０７０８号
東京都杉並区堀ノ内１丁目６―16―202
債務者　ミューラー　ロニー　ヘルマナス
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０７０９号
埼玉県春日部市粕壁東３丁目13―12―103
債務者　番場　　進
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０７１０号
埼玉県新座市新堀２丁目６―５
債務者　梅林　庸子（旧姓田口）
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０７１１号
東京都世田谷区太子堂２丁目４―23
債務者　工藤　通昭
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０７１４号
東京都練馬区北町５丁目６―17―203
債務者　小山　誠仁
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０７１５号
東京都板橋区桜川３丁目８―18―201
債務者　山下　　淳
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０７１７号
東京都三鷹市下連雀１丁目２―25　澤本方
債務者　野口さつき
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０７１８号
東京都江戸川区西瑞江３丁目17―17
債務者　平阪　　忠
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０７２５号
埼玉県新座市野火止５丁目38―19
債務者　古矢　　勉
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０７２６号
東京都江戸川区中葛西３丁目34―13　ウエスタン葛西店
債務者　小林　和美
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０７２７号
東京都江戸川区松江２丁目15―８―405
債務者　中野　良英
１　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部